

広報・シニア・プロモーション課長  
秘書課長 殿  
企画課長  
総務課長  
教育委員会総務課長

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 岡島 芳明

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

**基礎から学ぶ著作権講座**

＜令和元年 12月5日(木)・6日(金)＞

拝啓時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治体職員の皆様が各種文書を作成し、広報紙やインターネット等で情報発信をしようとする時、その内容に著作権に絡む問題があるかどうかのチェックを行っていくことが必須となります。著作権に関する正しい知識を習得していることが、自治体職員には求められているのです。

そこで本講座では、自治体職員として知っておくべき著作権の基本的な知識を習得し、事例検討によって理解を深めていただきます。講師としては著作権・不正競争防止法に関する問題を中心とした知財法関係に詳しい柳楽弁護士を講師に迎え開催させていただきます。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和元年12月5日(木) 13:00～17:00  
12月6日(金) 10:00～16:00  
(12:00から受付)

講 師：一路総合法律事務所 弁護士 柳楽 晃秀氏

会 場：日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

受講料： (参加料)	本会会員(1名)	一般(1名)
参加料	29,000円	32,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

- ②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
  - ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
  - ・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。
  - ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 著作権とは?

<解説>

- (1) 著作権の概要
- (2) 著作物にはどのようなものがあるのでしょうか?
- (3) 著作権は特別な人しか有しないものなのでしょうか? (権利発生ないし取得要件)
- (4) 著作者と著作権者は違うものなのでしょうか?
- (5) 著作権の存続期間は?
- (6) なぜ著作権法はあるのでしょうか?
- (7) 国、地方公共団体等が発する告示、訓令、通達等にも著作権の保護があるのでしょうか?

<参照判例>

- (1) タイプフェイスは著作権法上の著作物に当たるとはどうか?
- (2) 学術的分野における「定義」の著作物性

第2 著作権の利用

<解説>

- (1) 著作権はどのように利用されるのでしょうか?
- (2) 著作権に制限はないのでしょうか?

第3 著作権の侵害

<解説>

- (1) 侵害の有無はどのように判断されるのでしょうか?
- (2) 侵害に対する対処方法にはどのようなものがあるのでしょうか?
- (3) 刑事処罰はあるのでしょうか?

第4 近時の法改正について

第5 事例検討

- (1) 知人が購入した新進気鋭の若手画家の絵画をデジカメ撮影し、ホームページに画像をアップ。許される?
- (2) 商店街に飾られた妖怪オブジェをデジカメ撮影し、ホームページに画像をアップ。許される?
- (3) 他人の著作物の引用方法は?
- (4) 同種事案の、他者が作った契約書は真似をしてはいけない?
- (5) Aが作成した独創的な猫の人形をBがAに無断で持ち出し、色々な風景をバックに写真撮影し、それをホームページにアップ。その写真画像を見たCがBの承諾を得て下敷にして販売。Bに問題は? Cに問題は?
- (6) A美術館が所有する絵画を広報誌に利用するためにA美術館の許可を得てA美術館内で写真撮影。何か問題は?その後、内部の福利厚生団体の機関誌の表紙に利用する場合、改めてA美術館の許諾は必要?
- (7) 通行人を撮影した写真、広報誌に自由に利用できる?
- (8) 面白動画を市民から募集し、大賞動画をホームページにアップ。勿論、撮影者たる受賞者からはその了承を取得していたものの、その動画に有名画家の絵が写り込んでいた。しかも、遠くから聞いたことのあるあのヒットソングが... 何か問題は?

第6 グループ討議

- ・契約書に入れるべき具体的条項
- ・近時の事例を前提とした討議

第7 まとめ

講師紹介

柳楽 晃秀(なぎら あきひで)氏

一路総合法律事務所 弁護士

2000年10月 司法試験合格

2001年3月 中央大学法学部法律学科卒業

2001年7月 広島に於いて実務修習

2002年10月 弁護士登録

都内法律事務所勤務

2004年9月 前田法律事務所入所(経営側弁護士)

2011年10月 赤坂葵法律事務所開設

2017年12月 一路総合法律事務所にて名称変更

【取扱分野】

- ・著作権、不正競争防止法に関する問題を中心とした知財法関係
- ・民商事一般(不動産取引、借地借家問題、マンション問題、請負紛争、各種事故・各種損害賠償問題、貸金・売掛金問題、各種商品輸入販売に係る問題)
- ・歯科を中心とした医療問題(主として病院側)
- ・管財業務、先物取引被害者の消費者問題
- ・相続、成年後見、離婚等、家事事件全般

講座申込み: FAX (03) 3403-1130

60013556 『基礎から学ぶ著作権講座』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

令和元年12月5日～6日

会員  一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	( )	内線	<b>&lt;ご連絡担当者&gt;</b>
		FAX	( )		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経年数	年	ヶ月	メールアドレス
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経年数	年	ヶ月	<b>&lt;通信欄&gt;</b>
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経年数	年	ヶ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経年数は、現在の部課での年数をご記入ください)